

八幡浜地区施設事務組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日
条 例 第 9 号 〕

改正 平成 1 8 年 1 1 月 1 日 条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 6 9 条及び第 7 0 条の規定に基づき、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

（補償）

第 2 条 組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等については、八幡浜市における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 3 7 号）の例による。

附 則

- 1 この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 1 8 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から適用する。